

愛知県「休み方改革」プロジェクト周知・啓発委託業務 仕様書

1 概要

本県では、2023 年度より、愛知県「休み方改革」プロジェクトを推進しており、これまでに「愛知県『休み方改革』イニシアチブ」や「あいちスキ旅キャンペーン」、「あいち県民の日・あいちウィーク」、「愛知県休み方改革マイスター企業認定制度」、「県民の日学校ホリデー」、「ラーケーションの日」などの取組を進めてきたところである。

今後、本プロジェクトの目的である「国民全体のワーク・ライフ・バランスの充実と生産性向上による日本経済の活性化」を実現するためには、「休み方改革」につながる取組を全国に横展開していく必要がある。

そこで、本業務では、県民・近隣県民をターゲットに、インフルエンサー等を活用した広報・PR 施策や近隣県の市町村等へ情報発信を行い、プロジェクトの認知度向上と参加促進を図る。

2 業務内容

(1) インフルエンサーを活用した情報発信

「休み方改革」推進のメリットの一つとして、平日や閑散期の旅行の魅力を分かりやすく発信することで、本県及び近隣県（静岡県、岐阜県、三重県、長野県）の県民に「休み方改革」をより身近で前向きなものとして捉えてもらうことを目的とする。

このため、旅行や観光の観点で親子連れを含む県民・市民に影響力のあるインフルエンサーを起用し、平日に現地で体験した旅行の魅力を発信する。

① インフルエンサーについて

- ・フォロワー数約 5 万人以上のインフルエンサーを 4 名程度起用すること
- ・旅行や観光の投稿を主としているインフルエンサーであること
- ・ターゲット地域（本県及び近隣県）に発信力があること

② 内容

平日旅行の魅力（混雑回避、料金メリット、ゆったりとした時間の過ごし方 等）を現地体験をもとに視覚的に伝えるものとする。

③ 投稿に関する要件

発信媒体は、Instagram、TikTok、YouTube など、国内旅行に関心の高い層が利用する SNS とする。

投稿形式は、写真、リール動画、ショート動画等、媒体に適した形式とし、特に形式は問わない。

(2) 広告配信

SNS を活用した広告の配信により、(1) のフォロワー以外にも、平日旅行の魅力を広く訴求する。

① 媒体

以下の SNS を中心に、本県及び近隣県（静岡県、岐阜県、三重県、長野県）の県民に対して効果的な広告配信を行う。

- ・ Instagram
- ・ TikTok
- ・ その他、国内旅行に関心の高い層が利用する SNS

② 内容

以下のような、平日・閑散期旅行の動機づけとなる具体的な情報を盛り込んだ広告を制作・配信する。

- ・ (1) で起用するインフルエンサーによる現地体験投稿の活用
- ・ 平日・閑散期旅行における「快適さ」や「お得さ」を伝える情報

③ 配信目標（目安）

- ・ 週あたり 30 万～50 万インプレッション（imp）以上を目標とする。

(3) 愛知県「休み方改革」プロジェクト関心度調査

近隣県（静岡県、岐阜県、三重県、長野県）の住民を対象に、「休み方改革」への関心度、導入希望、旅行意向などについて調査する。

（想定回答数）

- ・ 600（各県 150）～1,000（各県 250）

(4) 愛知県「休み方改革」プロジェクトの PR シート作成及び発信

近隣県（静岡県、岐阜県、三重県、長野県）の市町村に対して、休み方改革のメリットを積極的に発信し、地域からの関心喚起と巻き込みを図ることを目的とする。

① PR シートの作成

「休み方改革」の概要、地域にとってのメリット、これまでの具体的な取組事例などを分かりやすく整理した PR シートを作成する。

本シートは、自治体職員が短時間で内容を把握できるよう、視覚的に訴求力のあるデザインとし、A4 サイズ数枚程度に簡潔にまとめる。単なる情報提供にとどまらず、「自分たちの地域でも取り組んだ方がよい」と感じてもらえるような構成・文面とする。

② 市町村への送付・発信

作成した PR シートは、近隣 4 県の全市町村に送付する。

③ 関心市町村のフォローアップ

PR シート送付後、関心を示した市町村に対して、個別にフォローアップを行い、展開の可能性を探る。

必要に応じて、追加資料の提供やオンライン説明会の実施など、具体的な関係構築を図る。

(5) 付加提案

(1) から (4) の業務の他に、委託金額の上限内で実施可能な事業内容があれば提案すること。なお、提案した内容については、受託者において全ての事務を行うこと。

3 成果物と納期・納入場所

成果物	納 期
(1) インフルエンサーを活用した情報発信 ・ インフルエンサー投稿一覧 等 (URL・キャプション・配信結果)	投稿後 2 週間以内または、 契約満了日まで
(2) 動画広告配信 ・ SNS 広告素材 等 (画像・動画・テキスト・配信結果)	配信後 2 週間以内または、 契約満了日まで
(3) 愛知県「休み方改革」プロジェクト関心度調査 ・ 結果報告書 (PDF)	県との協議による
(4) 愛知県「休み方改革」プロジェクトの PR シート作成 及び発信 ・ PR シート、送付先一覧、市町村からの問合せ記録 等	県との協議による
(5) 業務報告書 (紙媒体 2 部、電子ファイル一式)	契約期間満了日

納入場所は、いずれも、愛知県観光コンベンション局観光振興課

4 留意事項

- (1) 各業務上で必要となる募集や各関係者へのアポイントメントは、全て受託者の責任において行うこと。
- (2) 本業務により制作された成果品の一切の著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。) は、完了検査をもって全て本県に移転すること。受託者は、本県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。
- (3) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、受託者の責任 (解決に要する一切の費用負担を含む。) において解決すること。
- (4) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (5) 業務実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱事務委託基準」を遵守しなければならない。
- (6) 本県は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の実施状況について調査し、報告を求めることができる。
- (7) 各業務に係る調整、調査、分析、報告等の一切の経費 (交通費、宿泊費、各種データに係る経費等) は、全て委託金額に含む。
- (8) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、本県が承諾した場合はこ

の限りではない。

- (9) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは本県と受託者が協議の上、定めることとする。
- (10) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。